

白馬村 ICT 教育推進計画



令和6年

白馬村教育委員会

目次

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置づけと期間
- 3 ICT 機器等整備状況
- 4 課題
- 5 基本方針と計画
- 6 児童および生徒の端末整備・更新計画
- 7 ネットワーク整備計画
- 8 校務 DX 計画
- 9 1 人 1 台端末の利活用に係る計画

1 計画の趣旨

当村では、平成27年度から中学校の授業に端末を導入しはじめており、令和2年の新型コロナウイルス感染症に伴う一斉休業時には、1人1台端末が整備されていたため、全国に先駆けてオンラインによる遠隔授業を行うことが出来ました。

この新型コロナウイルス感染症の流行による小中学校の一斉休業を要因として、1人1台端末の整備を段階的に導入する計画であった「GIGA スクール構想」（令和元年12月）は、整備年度が前倒しされるなど事業が加速しました。これにより村内の小学校は令和2年度に1年生から6年生までの端末を国の補助事業を活用して一斉に整備しました。

しかしながら、ICTを日常の授業の中で活用した実践例は少なく、1人1台端末を今後効果的に活用していくためには、教職員の活用能力向上や、児童生徒の情報モラルの育成、計画的な端末の更新、大型掲示装置や周辺機器の整備など、様々な課題解決を進めていかなければなりません。

本計画は、以上の経過や村立小中学校の現状を踏まえ、「白馬村ICT教育推進計画」を定めるものです。

2 計画の位置づけと期間

白馬村教育委員会では、「白馬村教育振興基本計画（令和6年4月）」の中で、「中長期計画による学校施設の整備と、デジタル教材を活用した教育を進める」ことを目標とし、重点的な施策として「デジタル技術を活用した学びの選択」や「1人1台端末の計画的な更新」を掲げています。

本計画は、「白馬村教育振興基本計画」を基に、ICT教育を推進する個別計画として策定するもので、期間は「白馬村教育振興基本計画」に合わせて令和6年度から令和10年度までの計画とし、国や県の方針や情報政策、社会情勢やICT技術等の状況により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3 ICT 機器等整備状況

白馬村立小中学校における令和5年度末のICT関連機器整備状況は、表1のとおりです。また、タブレット端末に関わるアプリケーション等の整備状況は表2のとおりです。

表1 ICT 関連機器整備状況

ICT 関連機器	概要	整備数	契約内容等
校務用 PC	教職員が校務に使用する PC Windows OS	南小 20 台	リース（～R9.9）
		北小 33 台	リース（～R9.9）31 台 2 台購入
		中学 33 台	リース（～R7.8）28 台 5 台購入

行政系端末	白馬村の財務会計やグループウェアが利用可能な PC	3台 (各校 1 台) 事務職員が使用	
タブレット端末 (小学生) Chrome OS 無線 LAN 接続	児童学習用 児童 1 人 1 台	南小 110 台 北小 320 台	R2 購入
	教職員指導用	南小 15 台 北小 30 台	R2 購入
タブレット端末 (中学生) Windows OS 無線 LAN 接続	生徒学習用 生徒 1 人 1 台	239 台	リース(～R7.8)80 台 リースアップ 121 台 R5 購入 38 台
電子黒板		南小 3 台 北小 9 台 中学 3 台	
実物投影機		南小 6 台 北小 13 台 中学 3 台	

表2 タブレット端末に関わるアプリケーション等の整備状況

項 目	名称・概要	備 考
OS	Chrome	小学校
	Windows 10	中学校
学習アプリ	コグトレオンライン	小学校
	e ライブラリアドバンス	中学校
	ミライシード	

4 課題

・ICT支援員の設置

白馬村立小中学校においては、令和5年度末で1名の支援員が3校を巡回訪問し、端末やアプリケーションに関する支援を行っています。中学校においては、端末の経年劣化もあり、トラブルが増えていることや、授業における有効活用や新規採用するアプリケーションの審査など業務量が多く、さらなる人員配置が求められています。

・教員研修の充実

1人1台端末が、ドリルソフトなどの学習支援にとどまらず、授業の中でどのように活用していくかという基本的なことや、新しいアプリケーションの情報収集などは、これからも引き続き課題となるものです。実機を使用した研修や外部講師等による研修機会を設けることが求められます。

5 基本方針と計画

基本方針

GIGA スクール構想、学習指導要領を踏まえ、「白馬村教育振興基本計画」の目標を達成することを基本方針とします。

計画

平成27年度から中学校で端末を整備し始め、新型コロナウイルス感染症の流行によるGIGA スクール構想の前倒しに伴い、令和2年度に整備が一気に加速し、すべての児童生徒に1人1台の端末が整備されました。

整備が早かった中学校は令和2年度の一斉休業のときには全国に先駆けてオンライン授業を立ち上げ、コロナ禍にあっても学びを継続することができました。現在は、端末活用の新たなステージとして、児童生徒が日常で文房具のように端末を使用し、個別最適な学習を更に進めなければならない段階となっています。

しかし、端末は経年劣化やソフトウェアのアップデートなどもあるため、継続的に更新をしながら、現状の環境を維持又は現状以上の環境を目指さなければなりません。そのために、更新、利活用など分野別に計画を立て、継続して個別最適で協働的な学びを確保しつつ、様々な児童生徒の学びの保障を図ります。

計画する分野は以下のとおりとします。

・児童および生徒の端末整備・更新計画

各学校の1人1台端末の更新に関する計画

・ネットワーク整備計画

各学校のネットワーク環境の検証と整備に関する計画

・校務DX計画

GIGA スクール構想下の学校現場における情報化、省力化の検証と整備に関する計画

・1人1台端末の利活用に係る計画

1人1台端末が整備されたGIGA 第1期の総括と今後の利活用に関する計画

それぞれの分野ごとに目標を定め、GIGA スクール構想の実現と学びの保障の継続を目指すものとします。

6 児童および生徒の端末整備・更新計画【白馬村】

2024年11月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※算出方法・留意事項は以下のとおり
① 児童生徒数(人)	597	557	534	508	492	・当該年度の5月1日現在の児童生徒数(計画策定時において未確定の場合は推定値を記入すること)
② 予備機を含む 整備上限台数(台)	686	448	242	-28	-47	・(当該年度の①)×1.15-(基金事業により整備済の台数)
③ 整備台数(予備機除く)(台)	167	157	210	0	0	・GIGA第2期向けに整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は④に記入する)。
④ ③のうち 基金事業によるもの	167	157	210	0	0	・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑤ 累積更新率	28%	58%	100%	105%	109%	・[(当該年度までの③の合計)/①]×100 ・基金設置期間中に、累積更新率は100%に達する(端末の整備・更新が完了する)想定である。
⑥ 予備機整備台数	25	23	31	0	0	・GIGA第2期向けに整備する予備機の台数を記入する。 ・当該年度に整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は⑦に記入する)。
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	25	23	31	0	0	・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑧ 予備機整備率	15%	15%	15%			・⑥/③×100 ※上限は整備台数の15%
※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する						
端末の整備・更新の考え方	・平成27年度に整備した端末は令和2年度に一度更新している。平成30年度、令和元年度に整備した中学校の端末を令和6年度に更新し、使用頻度と予算の平準化から令和2年度に整備した中学校と小学校5・6学年の端末を令和7年度、小学校1～4学年の端末を令和8年度に更新する。予備機は毎年基金事業の上限である15%の台数を整備していく。また、指導者用端末は、令和6年度に中学校分、令和7年度に小学校分を更新する。					
更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について	○対象台数:669台 ○処分方法 ・更新した時に既存端末のうち使用可能な端末は、公共施設や学校教職員の校務用、児童生徒の学習用端末の予備として活用する。 ・活用できない端末は、小型家電リサイクル法の認定事業者により再使用・再資源化を委託する。 ・使用済端末を学校などで再利用 :30台 ・小型家電リサイクル法の認定事業者により再使用・再資源化を委託 :639台 ○端末のデータの消去方法 ・自治体職員とICT支援員が行う。 ○スケジュール(予定) ・令和7年4月 新規購入端末の使用開始 ・令和7年6月 処分事業者 選定 ・令和7年9月 使用済端末の事業者への引き渡し ※令和7年度以降の更新による端末処分スケジュールは別途定める。					
「⑤累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由						

※この計画は「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」の13ページを参考に作成。

7 ネットワーク整備計画【白馬村】

2024年11月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※留意事項
①十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合(%)	100					・目標値を記入する。十分なネットワーク速度とは、同時利用率を考慮した学校規模ごとの通信帯域が確保されている状態。(R6.5時点)
②簡易アセスメントの実施計画	有			有	有	・簡易アセスメントとは、教育委員会が学校に対してアンケート、ヒヤリング、現地調査などでネットワークの問題の有無を調査することを意味する。
③アセスメントの実施計画		中学校 1校	小学校 2校			・アセスメントとは、専門の業者等に依頼してネットワークに問題がないか、問題がある場合はその原因が何かを明らかにし、改善に繋げることを意味する。十分なネットワーク速度が確保できていない学校がある場合に、アセスメントを実施しないことは、一部の例外的な場合を除き想定されない。
簡易アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	・現在のところ、簡易アセスメントで課題は出ていない。しかし、各種機器の経年劣化も考慮し、各学校の接続状況などをICT支援員を通じて随時行い、必要に応じてスピードテストを行うものとする。					
アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	・校内LAN施設では、APやルーターの経年劣化が疑われるので、必要な更新を行う。過去に中学校では、プロバイダーにおけるセッション数制限が原因でボトルネックが生じた例があるので、プロバイダーの見直しを行う。					
アセスメントを実施しない例外的な事情(ある場合)	・白馬中学校の校内LAN設備は令和2年度に更新を行ったが、全校生徒の同時接続時に、一部障害が出たため、令和3年度に校内LAN施設(ケーブル、AP、ルータ)の点検、改修を行った。結果、施設、回線に問題は見つからなかったが、プロバイダーのセッション数が制限されていることに問題があると疑い、セッション数が多いプロバイダーに契約を変更したところ、ボトルネックが解消された。その後の簡易アセスメントでもダウンロードの通信速度が525Mbpsであり、特に大きな問題は見られないため、アセスメントは更新から5年程度経過後に実施を計画したい。 ・小学校は令和3年度にLAN施設を更新し、高速大容量化を行っている。簡易アセスメントでのダウンロードの通信速度は、白馬南小学校が324Mbps、白馬北小学校が601Mbpsで特に問題が出ていないため、更新から5年程度経過後に実施を計画したい。					

※この計画は「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」の13ページを参考に作成。

8 校務DX計画【白馬村】

2024年11月

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※留意事項
共通項目	FAX・押印の原則廃止に取り組んだ学校の割合	67%	100%				・クラウドツールの未活用やFAXでのやり取り・押印の見直し、不合理な手入力作業の一扫については、校務の効率化・ペーパーレス化の大きな阻害要因になっているものであることに十分留意すること。
	不合理な手入力作業の一扫に取り組んだ学校の割合	100%					
	クラウド環境を活用した校務DXの徹底に取り組んだ学校の割合	67%	67%	100%			
選択項目	3.学校から保護者へ発信するお便り・配布物等をクラウドサービスを用いて一斉配信している学校の割合	100%					・自治体として力を入れたい内容をリストから選択する。 ・選択肢はGIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリストの34項目より作成。自己点検の結果等を踏まえつつ、教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現する上で障害となる課題を選択する。
	9.1人1台端末を児童生徒に持ち帰らせ、家庭で利用できるようにしている学校の割合	100%					
	16.職員会議等の資料をクラウド上で共有しペーパーレス化している学校の割合	100%					
課題と解決策の具体	教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現する上で障害となる課題	専門的技術（ICTに精通している）をもった職員が少なく、PCの古さも障害となっている。					
	教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現する上で障害となる課題の解決策	専門職による研修は必要であるが、教職員同士での学び合いも不可欠である。児童生徒の機器更新だけでなく、校務用PCの定期的な機器更新にも取り組む必要がある。					
	校務系ネットワーク・システム等の現状分析や、望ましい校務の在り方に関する検討の計画	校務システム、連絡メールシステムを導入済である。それにより、保護者への通知はメールシステムやホームページを用いて紙の配布にかかる時間削減に取り組みを始めている。令和6年度から中学校では、デジタル採点システムを導入したことにより、職員の採点にかかる時間が1/3～1/2に短縮された。今後もICTを活用して様々な校務の効率化を実現し、教職員の働き方改革を推進する。					

※この計画は「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」の14ページを参考に作成。

9 1人1台端末の利活用に係る計画【白馬村】

2024年11月

項目	内容	※留意事項
①1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿	1人1台端末等の整備により、児童生徒は常日頃から端末を活用し、「文房具」として自由な発想で活用できるようになる。この環境を活かした授業をデザインするとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業を改善していくことを目指していく。児童生徒の多様性に寄り添い、個別最適化した学びで、主体的に課題に向き合い、解決していく能力を養うことを目指す。	・学習指導要領及び中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月）等の内容並びにこれらに引き続く政府の議論も踏まえ、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワーク等を通じて実現を目指す学びの姿を記載する。
②GIGA第1期の総括	白馬村は平成27年度から中学生の端末整備に取り組み、GIGAスクール構想前には1人1台端末を整備していた。また小学生は新型コロナウイルス感染症の流行により前倒しされたGIGAスクール構想により令和2年度に端末整備を行ない、小中学生全員の端末や校内ネットワーク整備が完了した。特に中学生は早くから整備が終わっていたので、令和2年度の一斉休業の際には、全国に先駆けてオンライン授業を行うことができていた。このGIGA第1期は施設整備や新型コロナウイルスによるオンライン授業のウエイトが大きく、ICT機器を有効に活用した授業展開や情報リテラシー教育に今後の課題を残している。	・①も念頭に、令和5年度までの間にGIGAスクール構想の実現に向けて実施してきた端末と通信ネットワークの整備や、これらを活用した学びの実践のための取組等の総括を行い、その結果を記載するとともに、明かになった課題については、その解決策とともに記載する。
③1人1台端末の利活用方策	【1人1台端末の活用】 学習指導要領に基づき、三つの柱をバランスよく育成するため、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材、教具や学習ツールとして1人1台の端末を日常的に活用するように授業改善を行う。また、情報収集手段の基本的な操作の習得に関する学習活動（タイピング、電子ファイルの保存、インターネットの閲覧）を週3回以上実施することで、1人1台端末の活用につなげる。 【個別最適・協働的な学びの一体的な充実】 前述のように児童生徒が、1人1台端末を活用した調べ学習などを進め、その成果を発表する場面や表現する授業を週3回以上設けて個別最適な学習の定着を図る。また、教職員や児童生徒同士のやり取りする場面において、積極的に端末を使用することで、情報を共有し協働的な学びを進める。 【学びの保障（臨時休業等の緊急時・不登校対策・特別支援教育・外国人児童生徒）】 家庭のインターネット接続環境を調査し、すべての児童生徒が端末での自宅学習ができるように環境を整える。また、各学校において、定期的にオンライン授業の日を設けることで、臨時休業等で学習が止まることがないように準備を行う。 オンラインの環境を維持することで、不登校児童との繋がりや、集団による学習が困難な児童生徒、外国籍児童生徒の学習保障につなぐことが可能になる。	・①及び②を踏まえ、端末の利活用方策を記載する。その際、1人1台端末の活用、個別最適・協働的な学びの一体的な充実、学びの保障の視点に触れて方策を記入する。 端末の利活用の前提として、端末の整備・更新により、児童生徒向けの1人1台端末環境を引き続き維持することを明記する。